

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書等に関する第1回質問・回答

狭 山 市

平成19年5月25日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年4月25日(水)から平成19年5月7日(月)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

本回答については、現時点での市の考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。最終的には最新の入札関連書類に基づいてください。

第二回目の質問回答に向けての留意点

- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等が含まれ、非公表扱いを希望する質問については、その旨を明記してください。市が質問者の権利等を害するおそれがあると判断したものについては、非公表にて回答します。ただし、権利等を害するおそれがないと判断したものについては、公表対象の質問に変更されるか、取り下げていただく場合があります。
- ・ 公表済みの質問回答をご確認いただき、質問が重複しないことを確認の上、提出してください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
1	4	第1	2					事業スケジュール(予定)	維持管理期間の始期が「施設引渡し日」、運営期間の始期が「運用開始日」となっていますが、それぞれの始期に応じ維持管理に対するサービス対価と運営に対するサービス対価が支払われる期間が異なるのでしょうか。その場合、引渡し以降運営開始までの準備期間については、運営に対するサービス対価は支払われないのでしょうか。	前段：支払いの対象となる業務実施期間は、異なります。 後段：運用開始に向けた事前の準備行為は、運営に対するサービス対価の支払い対象になるものとして、積算ください。実質的な業務内容に基づいて、判断すること基本とします。
2	4	第1	2					事業スケジュール(予定)	維持管理業務は施設引渡しから行うスケジュールとなっておりますが、維持管理に係るサービスの対価については引渡し日から発生するとの理解でよろしいでしょうか。	実際の業務内容に応じてご提案ください。
3	5	第2	1					事業の目的	入札説明書等の説明会において、第二学校給食センターについても、5年程度のうちに建替え等が必要となる旨説明をいただきましたが、第二給食センターの更新に際しても、PFI方式等民間活力の導入を検討される予定なのか等、現時点で何らかの方向性が出ているようでしたら、ご教示願います。	現時点において未定です。
4	5	2	5	1)				事前調査業務	土壌調査及び振動測定等とありますが、土壌調査とは土壌汚染調査を示していますか。又、各調査の箇所数・調査期間等の詳細がありましたら、御提示願います。	土壌汚染調査を示しているものではありません。提案者の判断で必要となる調査を実施してください。
5	5	2	5	1)				事前調査業務	現況測量とありますが、18項 第7 1立地条件等に平成19年度当初に敷地境界の画定を行い、「資料3 事業予定地現況測量図」を改訂する予定とありますが、地積測量については事業者の事業範囲外と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりですが、業務実施に必要な調査は、事業者の判断により実施してください。
6	5	2	5	1)				築山移転等基本設計	築山移転に関する実施設計(設計図及び工事費算出用積算資料等)は事業者側の業務範囲に含まれますか。	事業者側の業務範囲に含まれます。
7	5	2	5	2)				近隣対応・対策業務	周辺家屋影響調査を含むとありますが、調査範囲の設定等がありましたら、御提示願います。	事業者の責任と判断において実施してください。
8	6	第2	5					厨房機器・食器等の調達及び設置業務	実施方針で事業範囲に含まれていた「給食配送車の調達業務」が入札説明書では削除されていますが、削除された理由をご教示願います。また、実施方針に関する質問回答No.6,7にて、調達する車両の費用は維持管理及び運営業務の対価に含まれるとの回答をいただいておりますが、当該回答についても取り消しとなるのでしょうか。	前段：初期投資として事業者が給食配送車を調達する場合のほか、事業者は給食配送車を所有せず、リースとするケースも想定されます。そこで、当該の業務にあっては、運営業務の中の「給食配送・回収業務」の範疇に含めることとしました。この変更に沿ってご提案ください。(要求水準書P55 第6章第3節参照) 後段：従前に提示した考えは、引き継がれるものであります。
9	6	第2	5	5)				提供食数決定	提供食数の指示はいつどのようなようになされますか。	各学期の給食開始日の7日前までに学期毎の給食数(基本人員)を提示します。また、日々の変動については、前々日の午後1時まで提示します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
10	6	第2	5	5)				提供食数決定	市のお考えについて質問します。提供食数に関して、事業期間中を通じた概算食数としては8000食/日であり、少子化という社会現象に伴う食数の減少については第二給食センターにて調整を行うことで、本事業へ与える影響を回避するというお考えであると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	7	第2	9					事業者の収入	建設一時支払金は、建設への対価の一部であって、設計または開業準備への対価としては支払われない、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、市からの支払いの費目としては、様式集(入札書類審査)様式A-4(別表)に記載しているとおり、施設整備費となります。
12	7	第2	9					事業者の収入	あらかじめ定める額を建設一時支払金として施設設備完了後、事業者を支払うとありますが、あらかじめ定める額とは、建設費全額と考えて良いですか。	入札説明書P16 4.入札予定価格に記載している500,000千円(税込み)を建設一時金として支払うものです。
13	7	第2	9					事業者の収入	実施方針に関する質問回答No.27において、割賦利息の計算期間の始期は引渡しの2営業日前との回答をいただいておりますが、基準金利の決定の日が引渡しの2営業日前で、割賦利息の計算期間は引き渡しの日から始まるとの誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり訂正いたします。
14	7	第2	9					事業者の収入	金利変動は毎年勘案していただけるのですか。また、金利の見直しを掛けるのは、変動率-%と決定しているのですか。	事業開始10年後に基準金利の見直しを行います。(参照 事業契約書(案)別紙5-1)
15	9	第3	1					入札参加者の構成等	実施方針に関する質問回答別紙1にて「構成企業」と「協力企業」の相違が示されていますが、重複エントリーが可能な配送・回収業務を行う企業を除き、「協力企業」で出資をする者と「構成企業」とでは実質的に差異がないように思われます。また、実施方針に関する質問回答No.54では、「構成企業」と「協力企業」の相違はSPCへの出資を行うか否かの相違であるとの回答が示されていますが、これも別紙1との整合性が取れていないのではないかと思います。両者の相違につき、あらためて明示いただけないでしょうか。	「構成企業」はSPCへの出資が義務として課せられますが、「協力企業」はSPCへの出資は義務ではなく、可能である点が異なります。
16	9	第3	1					入札参加者の構成等	「第2-5 事業範囲」で示されている業務以外の業務(SPCに係るマネジメント業務、FA業務等)をSPCから受託する企業については、出資を伴わない限り、構成企業または協力企業として登録する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針及び要求水準書に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の実施方針に関する質問 79に記載したとおり市の競争入札参加資格登録の必要はありませんが事業実施に影響を及ぼす業務を行う企業については、様式集(入札参加資格審査)様式1-8(入札参加者構成表及び役割分担表)に「その他企業」として記入してください。
17	9	第3	1					入札参加者の構成等	1行目の「業務に当たらない」の意味は、本書P5「5. 事業範囲」の業務を行わない、ということを指すのでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	9	第3	1					入札参加者の構成等	協力企業がSPCに対して出資をする場合は本項に言う「当該出資者」となりますか。	お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
19	9	第3	2					設計業務を行う者	HACCP対応施設に対する相当な知識についての具体的な内容をご教示願います。	実施方針及び要求水準書に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の実施方針に関する質問 70をご確認ください。
20	9	3	2				c	HACCP対応施設に対する相当の知識	e.の学校給食センターの設計実績で、3、500食/日以上でドライシステムで清浄度別作業区分が行われ、国庫補助を受けた施設の設計・監理実績が複数あれば、HACCP対応施設に対する相当の知識を有すると判断していただけますか。	要件を満たしているものと判断します。
21	9	第3	2				e		公用若しくは公益的施設における集団調理施設の設計実績として公立高等学校の学生食堂調理室(750食/日以上)は該当するでしょうか。	該当します。
22	9	第3	2				e		公用若しくは公益的施設における集団調理施設の設計実績として国際線旅客機向け機内食調理施設の改修設計は該当するでしょうか(3万食以上/日、改修面積約2万㎡、HACCP導入による改修設計)	該当しません。(実施方針及び要求水準書に関する質問及び意見に対する回答(2月27日公表)の実施方針に関する質問 83参照)
23	9	第3	2					参加資格要件	～ における各業務実績と施工実績要件について、PFI事業における実績も認められると理解してよろしいでしょうか。	認められます。
24	9	第3	2					参加資格要件	公用若しくは公益的施設の定義は、実施方針に関する回答のNO.83でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	9	第3	2					参加資格要件	公用若しくは公益的施設のうち、医療施設や社会福祉施設は民間発注工事のケースもあると思いますが、このような民間発注工事でも施工実績として認められますか。	認められます。
26	9	第3	2					参加資格要件	学校等に関する各業務実績につきましても、平成9年4月以降の実績という理解でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営の業務を行う者にとっては、平成9年4月以降の実績は求めません。
27	10	第3	2				d	参加資格要件	学校等とは「学校又は公用若しくは公益的施設」という理解でよろしいでしょうか。また、これ以降の記述も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
28	10	第3	2					参加資格要件	建築工事と建築設備工事を分離発注する場合、どちらか一方がa、b、cの要件を満たせば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	10	第3	2				b,c	参加資格要件	bとcの施工実績に関し、共同企業体での施工実績に関する取扱を教えてください。(スポンサーとサブ、JVシェアに関する取扱)	この度の事業者募集にあっては、出資割合が4割以上の場合の共同企業体の構成員の施工実績をもって、当該の工事実績があるものとします。
30	10	第3	2				b	建設業務を行うもの	狭山市の平成19・20年度入札参加資格の申請については、随時受付を行っていただけるのでしょうか。本件入札に参加を希望する場合、申請の期限はいつまでとなりますでしょうか。	随時受付は行っておりませんが、名簿登録済み入札参加資格者に係る業種の追加・変更は、行っています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
31	10	第3	2				b	参加資格要件	「～、延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。」の施工実績について、工事種目の制限は無いものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	10	第3	2				b	維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者の参加資格要件で「学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等…」とありますが、具体的にどのような施設を指しているのか定義をお示し願います。	「学校給食センター等」は9頁 において、「学校等」は10頁 において定義しております。
33	10	3	2			5	c	運営業務を行う者	運営を行う者と給食調理業務を行う者に定義の違いはありますか。運営を行う者は、給食調理業務を行う者と理解していますが、そのような定義でない場合、定義をお示ください。	「運営業務」は、入札説明書P6第2 5 5) ～ を指し、「給食調理業務」は、その一部となります。
34	10	第3	2				d	運営業務を行う者	「学校給食センター等集団調理施設」の「集団調理施設」とは、同一メニューを1回300食以上または1日750食以上を提供する調理施設との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	10	第3	2				d	参加資格要件	学校給食センター等集団調理施設での実務経験があれば、3000食/日以上調理施設の実務経験は必ずしも必要でないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	10	3	2			5	d	運営業務を行う者	3000食/日の施設で2年以上の実務経験、正社員として配置できることの証明は、どのような書類で証明すればよろしいでしょうか。資格については免許証の写しで証明できますが、その他を証明する公的な書類が分かりませんのでご教示ください。	現在の雇用関係にある企業の証明書(様式自由、社印を押印)により確認いたします。
37	10	第3	3					入札参加者及び協力企業の制限	入札参加者及び協力企業以外の者で、建設・維持管理・運営等各業務における一次下請業者(入札参加者または協力企業から業務を請負ったり、受託する者)以下には制限は無いと理解してよろしいでしょうか。	入札時の要件は、ありません。しかし、今後、事業の進捗に応じ、施工計画書並びに維持管理及び運営業務計画書において、それぞれ実施体制の市への報告又は市の承認が必要となります。
38	11	3	3					入札参加者及び協力企業の制限	平成19年2月27日回答の実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見に対する回答の中で、同様の記述に関する意見に対して「協力会社として企業名が顕現されますので、市の指名停止業者であることは、問題があるものと考えます」との返答がなされておりますが、追加及び変更以外にこの条件をクリアする事は、出来ないのでしょうか?外に対処する方法があれば、ご提示下さい。	公共事業の担い手として相応しくないと判断される典型事例であり、発注機関としては参入排除の措置が求められます。
39	11	第3	3					入札参加者及び協力企業の制限	公正取引委員会からの排除措置命令につき、実施方針に関する質問回答No.96にて、入札から本契約までの期間が対象となる旨ご回答いただいておりますが、重要な事項ですので、入札説明書の中に明記いただけないでしょうか。	入札参加資格等の要件を継続して維持していなければならない期間は、入札の参加表明の時点から入札手続の目的である契約締結までであることに疑いはありませんので、敢えて明記する必要は乏しいと考えます。
40	11	3	3			9		入札参加者及び協力企業の制限	但し書きにて、給食配送・回収業務を実施する協力企業…複数の入札参加者の協力企業となれる。ありますが、SPCの協力(SPCから業務を受注する)の場合でも、給食調理を行う者の協力企業(給食調理企業との契約)の場合でも適用されますでしょうか。	契約関係によるものではなく、業務内容(給食配送・回収業務)により判断するものです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
41	11	3	4					特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの本店所在地を本施設敷地内とすることは可でしょうか。	可能な限り、狭山市内の他所としていただきたい。
42	11	第3	5					参加資格要件確認基準日	落札者決定の日以降本契約締結日までに、選定事業者が失格となった場合、評価結果が次点の者と交渉することになるのでしょうか、それとも入札自体が無効となるのでしょうか。	次点交渉権者を定めた場合は、その者と随意契約をする場合もあります。
43	11	第3	5					参加資格要件確認基準日	入札参加グループのうち、代表企業以外の企業(すなわち構成企業と協力企業)が参加資格要件を欠くこととなった場合でも失格とならない、という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、次項「6. 入札参加者及び協力企業の変更」において、構成企業と協力企業の変更が認められますが、変更しなくても落札者としての地位に何ら影響は無いのでしょうか。	直ちに失格とはならないものですが、速やかに代替の業務実施者を選定し、資格・能力上支障がないとの本市の判断を求めてください。
44	11	第3	6					入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の追加・変更は、本契約締結の時点まで可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	11	第3	6					入札参加者及び協力企業の変更	構成企業と協力企業の変更が可能なのはいつまでですか。	本契約締結までとなります。
46	11	第3	6					入札参加者及び協力企業の変更	資格・能力上支障がないと本市が判断する場合は、各業務実施企業の参加資格要件に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	準じることに加え、提案内容の実現が可能か否かの判断のための技術資料を求める場合があります。
47	11	第3	6					入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の追加及び変更については、実施方針の質問回答No.111 に示されてる事業契約締結の直前まで可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	11	3	6					入札参加者及び協力企業の変更	構成企業、協力企業の追加、変更はいつまで認められますか。入札後、落札者決定後、基本協定締結後、仮契約後あるいは契約締結後でも認められるのでしょうか。	本契約締結までです。契約締結後は、事業契約の相手方は、SPCとなり、追加、変更は、想定されません。
49	12	第4						事業者募集等のスケジュール	資格審査書類と入札及び提案審査書類が同時となりますが、希望する入札参加者に対しては事前に資格審査を受けることはできませんか。	提出期間中に、全ての入札書類を同時に提出してください。
50	13	第5	2	(4)				資料の閲覧	閲覧期間が短く、遠隔地からの対応が難しいことあります。閲覧期間が過ぎた場合にも閲覧させていただきませんか。	6月中に限り、追加の閲覧要望に応じますが、事前に担当窓口にご連絡願います。
51	14	第4	2	(8)	カキ			入札の手順	「カ」と「キ」はともに文末が「落札者を決定する。」となっていて、落札者決定に複数の方法があるかのように読めます。整理をお願いします。	いずれも落札者決定方法について、説明しているものです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
52	14	第5	2	(8)	オ			入札の手順	入札参加者が1社(グループ)の場合はどのようにして事業者を決定するのでしょうか。	入札参加資格を満たしていること、要求水準を満たしていること、予定価格以内であることを確認し、事業者を決定します。
53	14	5	2	(9)				ヒアリング等の実施	ヒアリング時にプロジェクターを用いたプレゼンテーション等の機会はありますか。	プロジェクターを用いたプレゼンテーションは、想定しておりません。
54	15	第5	3	(3)	イ	(7)		契約保証金	契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類は問いませんか。	本市契約規則第28条第4項第1号で準用する第5条第3項各号に掲げる担保となります。
55	15	第5	3	(3)	イ	(7)		契約保証金	契約保証金に代わる担保となる有価証券の評価額の算出方法をご教示願います。	本市契約規則第29条で準用する第7条各号に掲げる担保価値となります。
56	16	第5	4					入札予定価格	建設一時金500,000千円の金額は、今後変動することはないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、変動するものではありません。ただし、特別な事情が発生し、変更の必要があると判断した場合は、直ちに周知の措置を執ります。
57	16	第5	4					入札予定価格	建設一時金500,000千円は変動しないとの理解でよろしいでしょうか。また、変動する場合のリスク負担は貴市との理解でよろしいでしょうか。	前段：前出 56ご参照ください。 後段：基本的に市の負担となります。
58	16	第5	4					入札予定価格	建設一時金は消費税を含む525,000千円との理解でよろしいでしょうか。	建設一時金は、消費税等の税額相当額を含めた合計額です。
59	16	5	4					入札予定価格	ここで公表している価格は、PFI事業で実施した場合の価格ですか、それとも通常の公共事業で実施した場合の価格ですか。	予定価格の積算基礎のお尋ねには、今後の入札への影響を考慮し、お答えできません。
60	18	第7	3					業務の委託	建設業務においては、工事全般にわたって各専門工事業者に発注しますが、これら全ての会社について承諾が必要なのでしょうか。通常の公共工事でもこのような承諾は求められていません。	本規定の趣旨は、SPCからの直接の発注先について、市の承諾を求めているものです。ご指摘のように、建設業務にあっては、更に下請負人を使用する場合、事前通知を求める程度に止めることとしております。(参照 事業契約書(案)5頁、第19条)
61	18	第7	3					業務の委託	貴市の承諾を事前に得た場合は、入札参加企業又は代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請負わせることができるとの理解でよろしいでしょうか。その場合に貴市が承諾を拒む合理的理由とは具体的にどのような理由でしょうか。	前段：特別な事態発生を鑑み企業連合を組成した企業以外が受託することを想定して規定しているものです。基本としては、入札参加グループとして応募、落札した場合、企業連合を組成したそれぞれの業務区分に応じた担当企業が当該業務を受託することが前提となります。 後段：従前の業務実施予定者との比較から、資格・能力が劣り、事業提案した内容の実現が危ぶまれること等が考えられます。
62	18	7	3					業務の委託	資格・能力上支障がない企業であれば、代表企業、構成企業、協力企業以外の者でも業務の全部又は一部を委託又は請け負うことは可能ですか。	前記 61をご参照ください。
63	18	第7	4					資金計画・事業収支計画に関する条件	500,000千円の一時支払金の支払い時期および支払い金額の変動に伴う、事業者側に発生する合理的な増加費用は貴市ご負担と理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書に関する質問

No	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
64	18	第7	8					土地の使用	工事着手予定日は事業者が設定するものでしょうか。また、入間川給食センターの着工日は入間川雨水幹線工事終了後になりますか。	いずれも、お見込みのとおりです。
65	19	第7	10	(2)				予想されるリスクと責任分担	実施方針における「給食数増減リスク」については、事業契約書(案)上に記載がありません。貴市のご見解をお示ください。	事業契約書(案)14頁以下、第52条等で触れています。
66	19	第7	11					財務書類の提出	「監査能力のある第三者」の具体的な要件をご教示願います。	関連法令を遵守した上で税理士など同様な監査能力があると認められ、かつ、監査に責任を持つことが出来る者です。
67	20	第8	1	(1)				契約の条件	当該議案が市議会で議決されなかった場合とありますが、事業者側が要項に違反していない場合は除いていただけないでしょうか。	現行の地方自治制度上、困難です。
68	20	第8	1	(2)				契約の解除	「当該落札者が・・・要件を満たさなくなったとき」とありますが、ここで言う「当該落札者」とは入札参加企業または入札参加グループの代表企業を指し、構成企業及び協力企業は指さない、という理解でよろしいでしょうか。本書P11「5.参加資格要件確認基準日」の記載内容との整合の確認をお願いします。	落札者には、構成企業及び協力企業を含みます。構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなり、P11「6.入札参加者及び協力企業の変更」に従い変更が認められない場合が想定されます。
69	20	8	1	(2)				契約の解除	当該落札者とは、代表企業以外の構成企業や協力企業も含まれますか。	前記 68をご参照ください。
70	20	第8	2	(3)				事業契約の概要	事業契約書(案)の内容は軽微なもの以外は変更しないとありますが、入札説明書等に関する質問の結果修正・変更されることはあるとの理解でよろしいでしょうか。また、この理解が正である場合、修正・変更後の事業契約書案は質問回答と同時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。後段、公表時期については、若干のずれが生じる場合もあります。
71	20	第8	2	(3)				事業契約の概要	事業契約書(案)の変更は、誤字脱字等の「軽微なもの」に限定されるとの事ですが、落札後の協議等により生じた落札者決定基準等に関わらない変更等についても「軽微なもの」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「軽微なもの」とは、落札者決定基準等に係るものに限定されるものではありません。
72									入札説明会時に頂いた各学校施設の配置図について、駐車場の都合で現地見学に行っていない学校(水富小学校、入間川東小学校、狭山台北小学校、笹井小学校)についても、学校施設の配置図、及び配膳室寸法見取り図等の資料は頂けますでしょうか。また、各学校の配膳室ブラットホーム寸法・高さ寸法等ございましたら教えてください。	前段：別途、用意し、希望する方に配布します。 後段：測定したものではありません。